



日本の格差と所得保障制度

高橋，樹生

(Degree)

博士（経済学）

(Date of Degree)

2023-03-25

(Date of Publication)

2027-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8566号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482314>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



高橋樹生氏学位請求論文審査報告要旨

論文：日本の格差と所得保障制度

論文内容の要旨

本論文は、2000 年代以降、大きな社会問題となってきた所得格差と貧困の問題に焦点をあて、所得保障制度、とりわけ生活保護制度のあり方について三つの観点から計量的に研究した論文である。少子高齢化が進展する中で、社会保障制度をいかに持続可能なものにするかは、今日の喫緊の政策課題となっている。本論文で考察される所得保障制度に関しても、それを持続可能なものとするために、近年、様々な制度改革が行われており、所得保障制度のあり方について検討することは、重要な研究課題にはかならない。この課題に資するため、本論文では、第一に、多様な指標を用いて、所得格差や貧困の状況を詳細に明らかにすること、第二に、生活保護制度の見直しが生活保護受給者の消費に与えた影響について分析すること、第三に、生活保護制度がマクロ経済に与える影響を明らかにすることという三つの研究目的が設定され、それぞれについて計量分析がなされている。本論文の構成は、以下の通りである。

序章では、所得保障制度のあり方をめぐって、本論文で考察される三つの研究課題の重要性が提起されるとともに、本論文で焦点が当てられる生活保護制度の近年の見直しについて説明がなされている。

第1章では、厚生労働省『国民生活基礎調査』の個票データを用いて、2010 年代前半の日本の所得格差と貧困について詳細な検証がなされている。その結果、2010 年代以前に比べ、世代間の格差変化が所得格差の変化により大きな影響を持ってきたこと、また、人口動態の変化の影響はほとんどなくなっていることが明らかにされた。貧困をめぐっては、貧困線を下回る高齢者家計は増加してきているものの、低所得の高齢者の生活水準が著しく悪化しているわけではないことが示された。さらに、生活保護制度の格差改善効果に関しては、男性よりも女性に対して大きいことが示された。

第2章では、『国民生活基礎調査』の個票データを用いて、2013～15 年に行われた生活保護基準の見直しが生活保護受給者の厚生にどのような影響を与えたかを、厚生を測る指標として消費に焦点をあてて分析されている。分析にあたっては、生活保護受給者を処置群、それ以外の人びとを対照群とした DID 推定に加え、生活保護受給の意思決定から生じるセレクションバイアスの可能性を考慮し、傾向スコアマッチングを用いた DID 分析 (PSM-DID) がなされている。分析の結果、生活保護基準の見直しが生活保護受給者の消費を有意に引き下げていることが示された。また、分位点回帰の推定結果からは、受給者の消費階層により結果が異なり、消費水準の中間階層では、見直しによって就労を抑制した可能性があることが示唆された。

第3章では、数値計算に基づく定量的分析を用いて、公的扶助制度（生活保護制度）がマクロ経済に与える影響を二つの観点から明らかにしている。一つは、公的扶助と lump-sum transfer との比較分析であり、いま一つは、公的扶助の給付水準を変化させた分析である。前者の分析からは、公的扶助の方が lump-sum transfer に比べて、資産および労働供給が減少し、それにより社会厚生も低下することが示された。後者の分析では、給付水準が一定の値を超えると労働供給が大幅に減少し、それにより社会厚生が大きく減少することが明らかになった。

終章では、論文全体で得られた知見があらためて整理されるとともに、今後の所得保障政策を考える上で考慮すべき論点が指摘されている。

論文審査の結果の要旨

本研究の主たる貢献は、以下の三点にまとめることができる。

第一に、個票データを用いた 2010 年代前半の所得格差や貧困の計量分析を通じて、所得格差や貧困の動向について新たな知見が得られたことである。従来の研究では、2010 年代前半を対象とした単年に関する分析は行われてきたものの、経年変化については分析されてこなかった。本論文では、この経年変化の分析を行うことによって、2010 年代前半における所得格差の変化を説明する要因を明らかにするとともに、その要因が 2010 年代以前とは異なっていることが明らかにされており、本論文の大きな貢献といえることができる。

第二に、2013～15 年に行われた生活保護基準の見直しが生活保護受給者の厚生に与えた影響を計量経済学的に明らかにしたことである。この見直しをめぐっては、生活保護受給者から訴訟が起こされているが、各地方裁判所の判決が異なっており、司法上の結論がまだ出ていない。本論文において、生活保護受給者の厚生ならびに労働供給への影響という経済学的視点から生活保護基準の見直しの問題点を明らかにしたことは、本論文の貢献といえることができる。

第三に、生活保護制度がマクロ経済に与える影響を分析することによって、今後の所得保障政策を考える上で、重要な示唆が得られたことである。とりわけ、生活保護と lump-sum transfer の比較分析を通じて、生活保護がもたらす歪みを定量的に明らかにしたことは、生活保護制度をめぐる議論に対して、数値計算の手法を用いた重要な論拠を提示したものであるといえる。また、公的扶助の給付水準の引き上げが労働供給の減少を通じて社会厚生を減少につながることを明らかにしたことは、先の第二の貢献とともに、生活保護基準の見直しをめぐる議論において労働供給への影響を考慮することがマクロ経済的にもミクロ経済的にも重要であることを示唆している。こうした政策論上の重要な示唆が得られたことは、本論文の重要な貢献である。

しかしながら、本論文についてなお望まれる点として、以下の二点をあげることができる。

第一に、本論文では、計量的手法を用いた分析によって、一定の政策論上の示唆を得ることができているが、より具体的な政策提言に導くことができるように、生活保護制度の制度

改革による経済指標への政策効果に関する一層の定量的分析が求められる。

第二に、本論文では、生活保護制度の改正をめぐる議論に関して、重要な新たな知見が得られているが、今後の生活保護制度のあり方、さらには所得保障制度全体のあり方にまで踏み込んだ議論はなされていない。本論文でとりあげられた論点以外の論点を含めて、生活保護制度を今後どのような方向で改革すべきなのか、また、生活保護制度以外の諸制度の検討を含めて、日本の所得保障制度全体のあり方を明らかにすることが望まれる。

しかし、これらは今後の研究に待つべきものであり、本論文の価値をいささかも損なうものではない。

以上を総合して、下記審査委員は一致して本論文の提出者が博士（経済学）の学位を授与されるに十分な資格をもつものと判定する。

令和5年3月6日

審査委員

主査 教授 永合 位行

副査 教授 中村 保

副査 教授 宮崎 智視